

# 新型コロナウイルス感染症にかかる固定資産税の軽減措置についてのご案内

## 1) 事業収入が減少している中小事業者等の令和3年度固定資産税を軽減します。

新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい経営環境に直面している中小企業者等に対して、**令和3年度課税分**の償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の課税標準額を事業収入の減少割合に応じ、**2分の1又はゼロ**とします。

なお、軽減措置を受けるためには必ず認定経営革新等支援機関等による確認を受けた申告書の提出が必要です。

### 《対象者》

- 令和2年2月から10月までの任意の連続する3か月間の売上高が、前年の同期間と比較し、**30%以上減少**する**中小事業者等**（※1）

（※1）中小事業者等とは、資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人、資本又は出資を有しない法人の場合、従業員1,000人以下の法人、従業員1,000人以下の個人をいう。（ただし、大企業の子会社等は対象外となります。）

### 《対象資産》

- 償却資産及び事業用家屋



### 《軽減割合》

- **令和2年2月～10月まで**の、任意の連続する**3か月間**の売上高を前年の同期間と比較し、売上高の減少割合に応じて次のとおり軽減します。

前年同時期と比べた売上高	軽減割合
30%以上50%未満減少	2分の1
50%以上減少	全額

### 《申告期限》

- **令和3年2月1日**

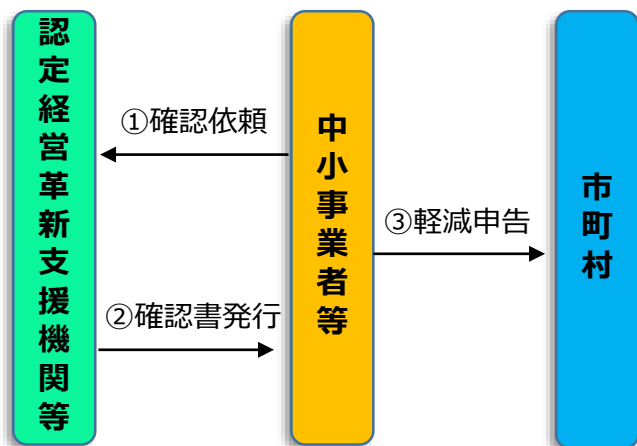
### 《申告書の提出》

- 同封しております申告書類を提出してください。（八代市ホームページからもダウンロードできます。）

※申告書は必ず認定経営革新等支援機関等による確認を受け、確認の証明書と特例対象資産一覧等の書類を一緒にご提出ください。また、償却資産をお持ちの方は、令和3年度償却資産申告と併せてご提出ください。



## 《申告の流れ》



### ①確認依頼

- 中小企業者等であることの確認（法人の場合）
  - ・ 資本金を登記簿謄本の写し等で確認
  - ・ 大企業の子会社でない旨の誓約書で確認
  - ・ 性風俗関連特殊営業を行っていない旨の誓約書で確認
- 事業収入の減少の確認
  - ・ 2020年2月～10月までの連続する3か月の事業収入の合計が前年同時期と比べて30%～50%以上減少していることを会計帳簿等で確認。
- 特例対象家屋の居住用・事業用割合の確認
  - ・ 特例対象資産について事業専用部分を所得税青色申告決算書、収支内訳書等を用いて確認。

### 「認定経営革新等支援機関等」とは

- 「認定経営革新等支援機関等」とは、認定を受けた税理士、税理士法人、公認会計士、監査法人、中小企業診断士、金融機関（銀行、信用金庫等）、都道府県中小企業団体中央会、商工会議所、商工会等です。

## 2) 生産性向上特別措置法に基づく先端設備等導入計画による固定資産税の特例措置の拡充・延長されます。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援するため、特例措置の対象資産に一定の要件を満たす事業用家屋及び償却資産の「構築物」を追加します。また、生産性特別措置法の改正を前提に適用期限が令和4年度まで2年間延長されることとなっています。

※先端設備等については、「先端設備導入計画」の認定後に取得する必要があります。

### 《対象となる資産》

- 従来の機械装置・器具备品等の償却資産に加えて「事業用家屋」及び「構築物」が追加されました。

※「事業用家屋」及び「構築物」に関しては、**令和2年4月30日以降に取得したもの**に限ります。

### 《特例率》

- 固定資産税が課税されることとなった年度から**3年間**課税標準額を0にします。

#### 【提出先および問合せ先】

〒866-8601 熊本県八代市松江城町1-25

八代市役所 財務部 資産税課

Tel 0965-33-4108(直通)

◎ 申告書は下記の各支所においても受付します。

坂本支所 地域振興課 千丁支所 地域振興課 鏡支所 市民環境課

東陽支所 地域振興課 泉支所 地域振興課

※各出張所には提出できませんので、ご了承ください。